

警察官や消防署員をかたる不審な電話に要注意！

市内では最近、警察官や消防署員をかたった特殊詐欺と思われる電話が多発しています。

◆事例1

警察官を名乗る人物から、「事件で捕まえた犯人を調べたら、あなたの口座が使われていた」などという電話があった。その後、金融庁職員を名乗る人物が「警察から電話があったと思うが、キャッシュカードを悪用される前に交換する必要がある」などと電話をかけてきた。

◆事例2

消防署員を名乗る人物から「一人暮らしかどうか」を確認する電話があり、一人暮らしだと答えた。するとその後、別の人物から「金を出せ！」などと脅迫めいた電話がかかってきた。

警察官や金融庁職員が、キャッシュカードを受け取りに自宅を訪れたりすることは絶対にありません。公的機関を名乗る電話を受けた場合でも、怪しいと感じたら電話を切ってください。

【相談先】

警察総合相談電話 ☎#9110
 消費者ホットライン ☎188 (いやや)

110番のかけ方 ポイントは6つ！

110番にかけるときは、落ち着いて次のことを伝えましょう。

- ①何が ②いつ ③どこで
- ④犯人 ⑤今の状況
- ⑥あなたの住所・名前



1月10日(木)の110番の日に合わせ、110番の広報活動を行います。

■日時

1月10日(木) 15時～16時

■場所

バリューノア正面玄関周辺 ※小雨決行

■内容

チラシ・グッズの配布

※チラシ・グッズは数に限りがあります。

平成かわら版

南国警察署交通課
 高齢者アドバイザー 坂本扶左
 ☎52-0110 (香美警察庁舎)

高齢者のための出前教室で 交通安全を学ぼう

楽しい劇
仕立て！

南国警察署交通課では、65歳以上の方の交通事故防止のため、各地へ出向いて交通安全についてお話をする出前教室を実施しています。開催は無料で、どのような集まりでも、少人数でもかまいません。ぜひご利用ください。

また、65歳以上の方がいるご家庭を交通課の高齢者アドバイザーが訪問して、交通事故防止を呼びかける取り組みを行っています。

シートベルトの着用効果

シートベルトには次のような効果があります。後部座席を含むシートベルト・チャイルドシートの着用(使用)を徹底しましょう。

- ①車内での二次衝突を防止・軽減
- ②危険な車外放出を防止
- ③正しい姿勢により疲労を軽減
- ④安全運転に対する意識の向上

固定資産税班からお知らせ

償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で商店などを経営している方や、農業や不動産等の事業を行っている方が、その事業のために所有している有形資産のことで、構築物、機械および装置、工具・器具・備品、車両および運搬具等です。毎年1月1日現在で所有している償却資産がある場合には、地方税法第383条の規定により、申告していただくことになっています。

該当する償却資産のある会社および個人の方は、平成31年1月31日(木)までに申告をお願いします。



忘れていませんか？ 太陽光発電設備の申告

会社や個人事業主として太陽光発電設備を設置している場合は、売電・非売電にかかわらず、償却資産の申告が必要です。住宅用に個人が設置した場合でも10kW以上の発電量で全量売電の場合は申告が必要です。

新築・増築・取り壊し家屋の申告を！

平成31年度固定資産税の課税にあたり、平成30年(1月～12月)中に新築・増築または取り壊した家屋や、用途を変更した家屋について、申告の受付を行っています。適正課税のため、平成30年12月末までに取り壊した家屋については、平成30年度固定資産税納税通知書に添付されている課税明細書を確認のうえ申告してください。

なお、平成30年中に新築または増築された家屋を税務収納課職員が調査した際に、取り壊しの確認ができていない分の申告は必要ありません。



土地評価の特殊なケースでは申し出を！

市では、土地の評価について固定資産税評価基準に定められている適正な時価を求めることに努めていますが、市全域にわたる大量評価のため、次のような特殊な事例では、対象地の価格形成要因全てを把握できていないケースがあります。このため外観では把握できない価格形成要因は、固定資産の所有者による申し出により、固定資産評価額に反映させる申出制を採用しています。

特殊な価格形成要因を持つ土地を所有されている納税者の方はご連絡ください。

外観からは把握できない価格形成要因の例

- ・公法上(都市計画法、建築基準法、一部条例など)の規制により、建築物の建築確認を得ることが困難な土地(一部評価額に反映されているものもあります)。
- ・特別に災害の危険性が高い土地など。

■問い合わせ先

税務収納課固定資産税班 ☎53-3116



固定資産税を納める方

固定資産税の納税義務者とは、原則として毎年1月1日(『賦課期日』といいます)の固定資産の所有者をいいます。固定資産の所有者とは、具体的に次のとおりです。

①土地の場合

土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方

②家屋の場合

建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方

③償却資産の場合

償却資産課税台帳に所有者として登録されている方